亀岡市の市街化調整区域内で

飲食店営業、食品製造業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、住宅宿泊事業(民泊)などの営業を計画しておられる方へ

市街化調整区域において、食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、旅館業法などに基づく許可等を受けて営業を行う場合は、<u>原則、都市計画法による許</u>可※を受ける必要があります。

<u>また、既存住宅を活用して住宅宿泊事業(民泊)を行う場合も、都市計画法による許可が</u>必要な場合があります。

ただし、計画地に建築物が存在する場合、既存建築物の用途や建築物の利用経過等により 都市計画法による許可を必要としないこともありますので、<u>あらかじめ下記の問い合わせ先</u> にご相談ください。

また、市街化区域内でも用途地域などで建築物の用途が制限されている場合がありますのでご注意ください。

なお、建築基準法に関することは、京都府南丹土木事務所建築住宅室(TL0771-62-0364) にご確認ください。

※市街化調整区域においては、原則、都市計画法に基づく許可を受けた場合を除き、上記業務のための建築物の建築や用途変更はできません。

計画地が市街化調整区域内かの確認は、亀岡市都市計画課にお問い合わせください。

|参考:亀岡市内で市街化調整区域が含まれる町名|

三宅町、古世町、矢田町、上矢田町、中矢田町、下矢田町、荒塚町、追分町、安町、余部町、 宇津根町、曽我部町、薭田野町、大井町、千代川町、保津町及び篠町の各一部 吉川町、馬路町、旭町、千歳町及び河原林町の全域 (平成30年4月1日現在)

<都市計画法に係る相談の際に確認させていただく主な書類> 相談内容を踏まえ、都市計画法に基づく許可の要否を判断します。

- ① 位置図
- ② 計画地及び既存建築物の使用経過が判る資料 (建築計画概要書、登記地図、土地及び建物の登記事項証明書(閉鎖事項を含む)など)
- ③ 土地利用計画図(造成行為の有無、予定建築物の具体計画が判るもの)

く問い合わせ先>

南丹市域の都市計画法に基づく開発許可等に関すること 京都府南丹土木事務所 建築住宅室 TEL0771-62-0364

亀岡市域の都市計画法に基づく開発許可等に関すること

亀岡市まちづくり推進部 都市計画課 開発許可係 TeL0771-25-5047